

## 育児休業手当金、育児休業支援手当金及び介護休業手当金の 給付上限相当額、育児時短勤務手当金の支給限度額等について

育児休業手当金、育児休業支援手当金及び介護休業手当金については、給付上限相当額が、育児時短勤務手当金については支給限度額、基準報酬月額相当額及び最低限度額が設けられており、毎年8月に改定されます。

令和7年8月1日以後の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、育児休業・育児休業支援手当金を受給している組合員の標準報酬月額が500,000円以上、介護休業手当金を受給している組合員の標準報酬月額が560,000円以上である場合には、それぞれ下記の金額が日額の給付上限額となります。

### 記

適用日 令和7年8月1日

#### 給付割合及び給付上限相当額（日額）

	給付割合	給付上限相当額（日額）
育児休業手当金	67/100の場合	14,718円
	50/100の場合	10,984円
育児休業支援手当金	13/100	2,855円
介護休業手当金	67/100	16,207円

#### 育児時短勤務手当金

	限度額
支給限度額（※1）	471,393円
基準報酬月額相当額（※2）	483,300円
支給額の最低限度額	2,411円

（※1）支給対象月において支払われた報酬の額と手当金の合算額の上限額

（※2）育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額の上限額

<問い合わせ先>  
保険課医療担当  
TEL：086-225-7813